

●緊急事態宣言下での市の対応

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて緊急事態宣言が発令されたことにより、鴨川市新型コロナウイルス対策本部を、鴨川市新型コロナウイルス感染症対策本部に改組し、本市における新型コロナウイルス対策を総合的に推進するため、「新型コロナウイルス感染症対策本部」を4月8日に設置しました。

【設置の趣旨】

新型コロナウイルスの国内感染の拡大を受けて、本市における新型コロナウイルス対策の強化を図るため、新型インフルエンザ等対策本部に準じ、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置する。

【開催経過】

○新型コロナウイルス対策本部

令和2年2月3日 本部設置 第1回から第8回会議

○新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年4月8日 本部設置 第1回会議

令和2年4月17日 第2回会議

令和2年4月30日 第3回会議

令和2年5月18日 第4回会議

なお、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部につきましては5月27日付けで廃止しました。

●緊急事態宣言解除後の市の対応

新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月25日の緊急事態宣言解除を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法第37条の規定に基づき、5月27日付けで廃止しました。

市では、引き続き「新型コロナ総合対策本部」を設置し、感染症予防対策をはじめとする必要な対策について、総合的に推進していきます。